

波佐見町における
「社会保障・税番号制度」（番号制度）への対応方針

平成26年11月

波佐見町

「番号制度」導入に向けた対応作業概略

1	社会保障・税番号制度とは	(1) 概要 (2) 社会保障・税番号制度の仕組み (3) 社会保障・税番号制度における安心・安全の確保
2	基本方針	(1) 波佐見町の基本方針 (2) 制度導入に向けた組織体制
3	基本計画	(1) 個人番号の独自利用事務 (2) 個人番号カードの独自利用 (3) 町内部における情報連携 (4) 作業フローとスケジュール
4	関係例規の整備	(1) 個人情報保護条例 (2) 個人番号を利用する事務を定める条例
5	特定個人情報保護評価	(1) 情報保護評価の実施体制及び手順の検討 (2) プライバシー対策の検討 (3) 基礎項目（しきい値）評価 (4) 重点・全項目評価 (5) パブリックコメント (6) 個人情報保護審議会による点検 (7) 評価書の公表

1. 社会保障・税番号制度とは

(1) 概要

社会保障・税番号制度は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障、税、災害対策に関する分野において、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという事実の確認を行うための基盤です。社会保障・税番号制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として整備されます。

個人番号の利用分野		
社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他の分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用

(2) 社会保障・税番号制度の仕組み

社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認を行うための基盤として整備されます。国や地方公共団体等が国民一人ひとりの情報をよりの確に把握し、国民が国や地方公共団体等のサービスを利用するために次の3つの仕組みを備えます。

○個人番号の付番

氏名、住所、性別、生年月日（基本4情報）に関連づけられた新たな「個人番号」を付番します。個人番号は住民票を有する人に、番号の重複の無いように付番します。

○情報連携

複数の機関が保有している個人情報を紐づけして、相互に活用（情報連携）する仕組みが作られます。情報連携にあたっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付けられ、連携する個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化されます。

○本人確認

個人が自己の証明や個人番号を証明するために個人番号カードを配付します。

個人番号カードには、個人番号と基本4情報及び顔写真が記録され、平成28年1月から交付を開始します。

個人番号カードの交付開始後（平成28年1月）、住民基本台帳カードの制度は廃止され、発行済の住民基本台帳カードは、個人番号カードと交換するか、有効期限の満了を迎えると無効になります。

（住民基本台帳カードは平成28年1月以降も利用可能ですが、カード取得から最大10年間有効となります。）

(3) 社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

社会保障・税番号制度の安心・安全確保のために、システム面及び制度面における保護措置を設けています。

○システム面における保護措置

- ・個人番号を直接用いず、符号を用いた外部機関との情報連携を実施
- ・アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ・通信の暗号化を実施
- ・公的個人認証の活用

○制度面における保護措置

- ・番号法の規定によるものを除き、個人番号を含む特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第 20 条、第 28 条）
- ・特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第 50 条～第 52 条）
- ・特定個人情報保護評価（番号法第 67 条～第 77 条）
- ・マイポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第 6 条第 5 項）

2. 基本方針

(1) 波佐見町の基本方針

- ア 制度の目的である行政運営の効率化、町民の負担軽減に向けて、個人番号を最大限活用するものとする。
- イ 各種行政サービスの手続きに伴う本人確認手段や添付資料により収集する情報は、個人番号カードや特定個人情報の情報連携により確認することとし、可能な限り添付資料を手續する者に求めないものとする。
- ウ 社会保障、税または防災に関する事務のうち、個人番号の利用により手続きや内部事務が省略化できる可能性があるものについては、番号法別表の規定に定めのないものも含め、原則として全て番号制度を活用するものとする。
- エ 個人番号を利用した事務の開始は、個人番号が利用できることとなる平成28年1月を目途とし、外部機関との情報連携は平成29年7月からとする。
- オ マイポータルや個人番号カードの空き領域の活用については、積極的に活用する方向で今後検討していく。

(2) 制度導入に向けた組織体制

課名	係名	所掌事務
総務課	総務班	①制度実施に向けた事務の総括 ②波佐見町個人情報保護条例の改正 ③個人番号の独自利用の調整 ④特定個人情報保護の実施 ⑤制度に係る啓発・研修 ⑥雇用者としての給与支払等事務への対応
	電算情報係	①電算情報係が所管するシステム改修の設計・開発 ②情報セキュリティ対策に係る啓発・研修 ③電算情報係が所管していないシステム改修の指導・助言
住民福祉課	戸籍係	①個人番号の付番、通知カード及び個人番号カードの交付に関すること ②番号法に明記された事務の個人番号利用への対応 ③個人番号の独自利用の検討 ④DV等被害者支援への影響に関すること
		社会福祉係
	子育て支援係	②個人番号の独自利用の検討
税務課	住民税係	①個人番号の独自利用の検討
	固定資産税係	
健康推進課	国保年金係	
	健康増進係	
	介護保険班	
建設課	管理係	
教育委員会		
上記以外の個人情報取扱所属		

3. 基本計画

(1) 個人番号の独自利用事務

個人番号の利用に伴う電算システムの改修等の費用と、導入に伴う効果を検証した上で、利用の有無を決定する。

※個人番号の利用は、必ずしも電算システムを改修しなければならないものではなく、事務の見直しで対応できるものもあると考えられる。

(2) 個人番号カードの独自利用

個人番号カードのICチップの空き領域の利用については、プライバシー性の高い情報を除いて、町独自に記録・活用することが可能である。

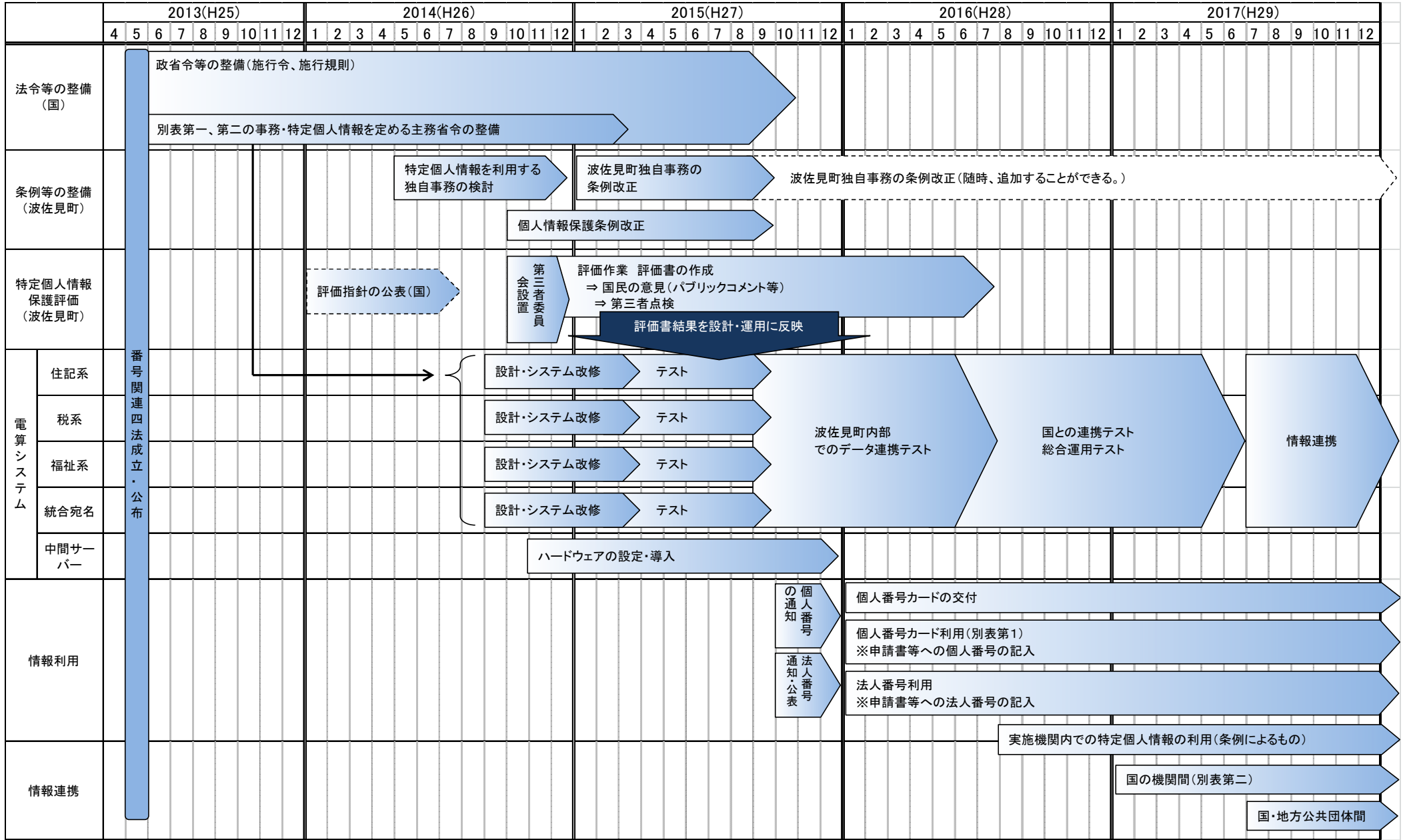
波佐見町が提供する行政サービスにおいて利用者証等を発行しているもののうち、プライバシー性の高い情報の記録を必要としないものについて、個人番号カードの利用について検討する。

(3) 本町庁内部における情報連携

本町庁内部における個人情報の連携は、これまでも税情報等について内部管理番号を利用して行っており、原則的にはこれまでの方法により継続して行うが、個人番号を利用することにより効率的にならないかを事務毎に精査し、連携の方法の変更を検討する。個人番号を利用する場合、外部と連携する情報と同様、提供元と提供先、提供情報の内容を電算システムにより記録することも検討する。

※内部利用の全てについて記録することは、件数が膨大であること、オンラインのほかバッチ処理でも行っていることから、困難であると考えられる。利用の形態によっては、個別の記録ではなく、何の事務が何の情報を利用しているといった、制度的なものを公表することも検討する。

(4) 作業フローとスケジュール



4. 関係例規の整備

(1) 個人情報保護条例

- ア 特定個人情報保護の目的外利用・外部提供の限定
他の個人情報よりさらに限定される。
- イ 特定個人情報の開示請求
請求権者に任意代理人を加える。
- ウ 個人情報保護審議会の所掌事務
情報保護評価における第三者点検の機能を所掌事務に加える。

(2) 個人番号を利用する事務を定める条例

- ア 番号法第9条第2項の規定により、町が同法別表第1以外の事務で、個人番号を利用する事務を定める。
- イ 番号法第19条第9号の規定により、町が同法別表第2以外の事務で、内部の別の機関に情報を提供する事務を定める。
- ウ 番号法第18条の規定により、個人番号カードを町が同法第16条の規定による本人確認以外の目的で使用する事務を定める。

5. 特定個人情報保護評価

(1) 情報保護評価の実施体制及び手順の検討

評価書の作成 ⇒ 町内部組織による確認手順 ⇒ 国民の意見の聴取方法（パブリックコメント）⇒ 第三者機関による点検方法⇒特定個人情報保護委員会への提出 ⇒ 国民への公表の方法

(2) プライバシー対策の検討

特定個人情報保護ファイルを保有する業務システムにおける、プライバシーリスク（情報漏えい、不正利用、過剰収集、不正提供、過剰保管、不適正委託等）に対する適切な措置の検討が必要。

- ・既存システム ⇒ 個人番号の利用を検討する。
- ・新規に作成するシステム ⇒ システム作成の検討

(3) 基礎項目（しきい値）評価

保有する特定個人情報の規模（対象人数）や取り扱う職員数、過去の漏えい等の事故の有無により、全項目評価が必要か、重点項目評価が必要かを判断するもの。

- 個人番号を保有・参照する全ての電算システム（パソコン管理を含む）が対象。
- 評価書の作成時期 ⇒ システム作成または改修の設計段階
- 評価書の確認（総務課）

(4) 重点・全項目評価

基礎項目評価の結果により、重点項目評価書または全項目評価書を作成する。

評価書では特に、特定個人情報の収集や使用目的・方法、管理・保管体制、プライバシー保護を含めたセキュリティ対策等が重要であり、国民からの意見の聴取や第三者による点検を行うためにも、具体的かつ分かりやすく記載する必要がある。

(5) パブリックコメント

全項目評価は必ず、重点項目評価は任意に、国民の意見の聴取を行う。

方法は、パブリックコメントによるものとする。期間は2週間程度とし、意見については、町が見解を付した後、(6)の個人情報保護審議会への点検へ引き継ぐ。

(6) 個人情報保護審議会による点検

全項目評価は必ず、重点項目評価は任意に、第三者による聴取を行う。

(7) 評価書の公表

公表は、広報紙及び町ホームページの利用を検討する。